

五九

告示

合議先番號受送日月		厚生省號	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	送	送	送
月	月	月	月
日	日	日	日

案起	昭和二二年	七月	八日
受局	付	行	施
主查	事務室	長	
總務課長			
會計課長			
大臣			
次官			
局長			

告示案

甲乙ノ種別

判決

月

日

合校

受局付

行施

月第

月

日

日號

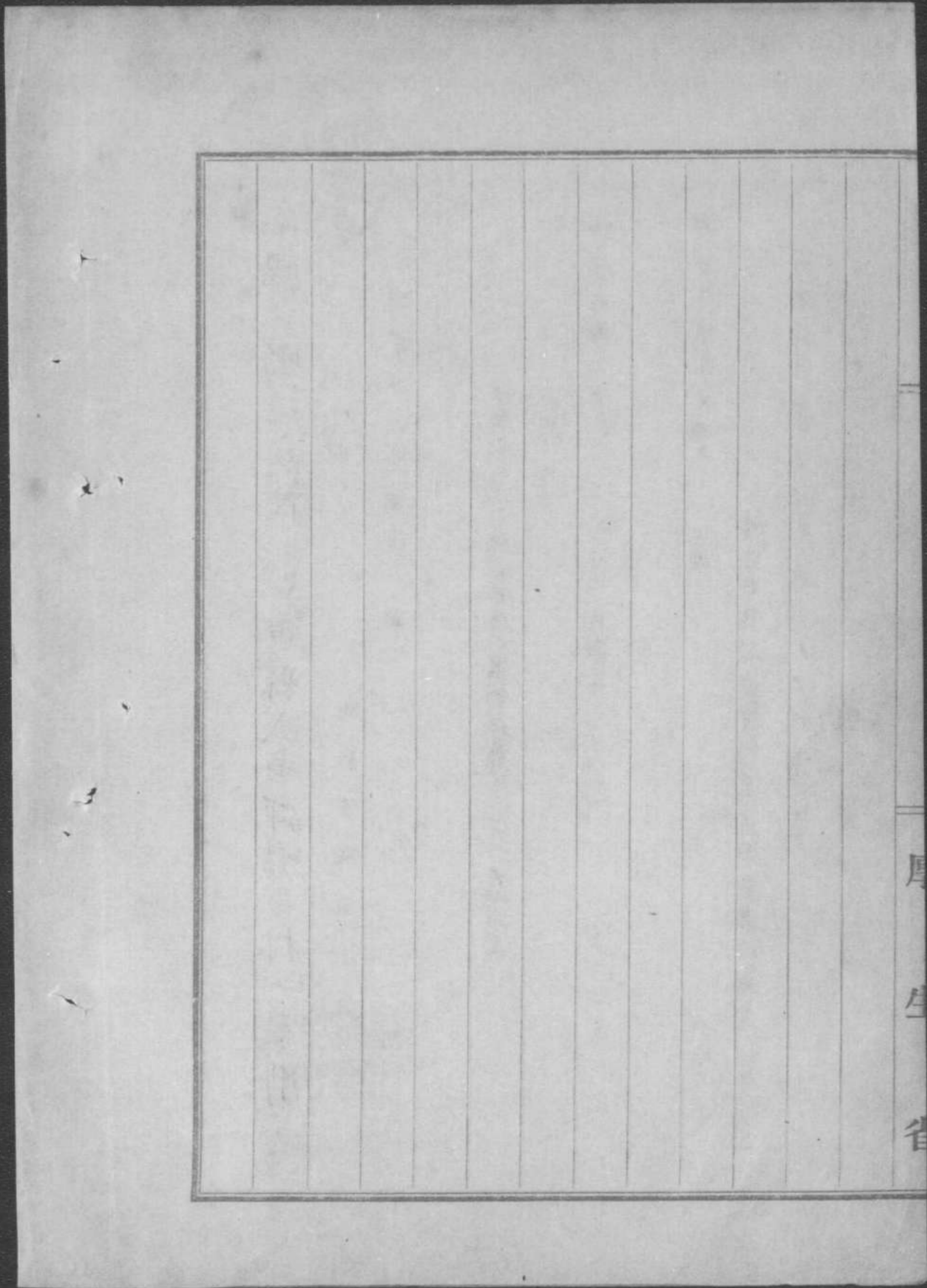
月

日

483

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 一 號	第 二 號	第 三 號
受 送 月 日	受 送 月 日	受 送 月 日
<p>◎ 厚生省告示第五十一号</p> <p>昭和二十年十二月厚生省告示第四百四十三号</p> <p>(国立病院の名称及び位置の件)の一部を次のように改^正し、</p> <p>昭和二十二年六月三十日からこれを適用する。</p> <p>昭和二十二年八月七日</p> <p>厚生大臣 氏 収</p>		
<p>昭和二十二年八月五日</p> <p>官報登載 年 月 日</p>		

「国立鳴尾病院 兵庫縣武庫郡鳴尾村」を削る。



告示第八號

昭和二十二年六月二十四日

厚生省 醫務局長

大臣官房秘書課長 殿



厚生省告示（國立病院の名稱及位置に關する件）改正

に關する件

標記の件左記の通り改正方取計られたい。

記

◎厚生省告示 號

昭和二十年十二月厚生省告示第百四十三號中次のように改正し、

昭和二十二年六月三十日からこれを適用する。

昭和二十二年 月 日

厚生省

厚生大臣 一 松 定 吉

「國立鳴尾病院

兵庫縣武庫郡鳴尾村」を削る。

改正理由

国立鳴尾病院は元の大政海軍病院であつたが昭和二十年九月
 佳駐軍に接收されたため川西航空機株式会社附属病
 院を借上げ(賃借料月額三萬圓)移転して現在に至つ
 たのであるが所有者から返還を要求されて 当方から数度
 交渉したが大借継続の諒解があつたといふが明瞭な
 こととし本院は廃止することとした。

厚生省

考

考

野紙
洋紙
半面野紙
乙

厚
生
省

487

裏面白紙

裏面白紙

野紙 洋紙 半面野紙 乙

国立鳴尾病院廃止による精算業務は国立
大改病院へ行かばとし、人員、資材其の他一切
は原州より国立大改病院へ移すこととなる。

厚生省

鳴病第一一號の二一

昭和二十二年五月十日

国立鳴尾病院長

国立鳴尾病院合併閉鎖實施方案

- 一 国立鳴尾病院は六月十日を目途として国立大阪病院に合併のため閉鎖する。
- 二 在院患者(無料有料共)は国立大阪病院に轉送するを建前とし結核患者は長野分院其他の患者は法圓坂町の本院に送る。又特別の事情ある患者はその希望によりそれぐ考慮し善處する。
- 三 職員は国立病院殘留希望者は国立大阪病院に轉勤するを建前とするも各人につき考慮し職員組合と協議して善處する。
- 四 看護婦生徒は国立大阪病院(長野分院)に轉勤し引續き養成教育を授けられる。
- 五 保管物資は全部国立大阪病院に保管轉換する。

- 六 保管轉換物資の授受は厚生省滋養局近畿出張所、鳴尾病院大阪病院より派出編成せる委員に責任を以て處理せしめられる。
- 七 移轉に関する諸經費は鳴尾病院の經常費の外別途支出せられる。

終

實施細則

一、國立鳴尾病院合併閉鎖作業期間を三期に分つ、その区分左の如し、

第一期(二週間) 移轉準備

第二期(三週間) 人員物件の處理(保管物資輸送、在院患者轉院、退院、外來診療施設移轉、勤務員移轉等の實施)

第三期(一ヶ月) 残務整理(於國立大阪病院)

二、警戒班編成

國立鳴尾病院閉鎖公表と共に巡視の外警戒班を編成し病院内外の保安、盜難防止に最善を盡すこと、

班員

警 局 員 四名

庶務課員(男) 五名(巡視、機關子、烹炊手を除く)

看護婦 八名

警戒時間は自午後六時迄(ただし土曜日曜日は終日當直とす)とし

前夜半、後夜半に分ち其の交代時間は午前一時とし本警戒班を以て

宿直職員、宿直事務官、門衛當直を兼ねるものとす、

看護婦の警戒班編入は入院患者の轉退院後とす、直割りは追々定む

なお西宮警察署より警戒のため二名以上の武装警官の宿直を求む

三、保管物資の授受及び申継

左記鳴尾病院委員は各物件毎に品目、數量を明記せる傳票を附し

國立鳴尾病院内に於て所蔵出張所並に大阪病院側委員に引渡すものとする

四、

衛生甲物資

衣糧甲物資

通常物品

各科診療關係

鳴尾病院、出張所

仲田 嘱託 (二名)

田原 嘱託 (一名)

茶谷 嘱託 (二名)

山崎 嘱託 (一名)

鳴尾病院、大阪病院

内科 科
 外科 科
 皮膚泌尿器科 (手術所) 科
 小児科 科
 産婦人科 科
 眼科 科
 耳鼻咽喉科 科
 齒科 科
 理学科 科
 細菌検査科 科
 各科の診療器具、器械、薬品、消耗品(通常物品、衣糧関係物資を除く)は本院薬剤科への還納は行はず直接大阪病院委員に授受するにつき各品名、数量を記載せる書類二通を本院薬剤科長へ一通を現品と共に大阪病院委員へ提出し授受を完了すること。

鳥尾病院委員は大阪病院委員を兼ねしめられることあり、

Ⅱ 其の他各部

會計 片岡囁託、安井雇
 庶務 中林囁託、大路雇
 醫務 戎雇
 養成所 小林雇
 各物品は目録を附し直接大阪病院の主務者へ授受申請書をなす。

Ⅲ 人事

加藤事務官、中林囁託
 目録を附し直接大阪病院の主務者へ授受申請書をなす。

四各部の作業予定日の如し

日	入院患者	外來関係	物資輸送	送用物品	其の他
八日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	内外科医員各一名看護婦四名患者と共に大阪病に転勤
九日	トトラック二台 ニ往復	トトラック六台 ニ往復	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	看護婦生徒大阪病転勤 トトラック一台
十日	トトラック三台 ニ往復	トトラック三台 ニ往復	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	看護婦生徒大阪病転勤 トトラック一台
十一日	トトラック三台 ニ往復	トトラック三台 ニ往復	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	看護婦生徒大阪病転勤 トトラック一台

日	入院患者	外來関係	物資輸送	送用物品	其の他
十三日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
十四日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	職員大阪病院転勤
十五日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
十六日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
十七日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
十八日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
十九日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
二十日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶
二十一日	予備日	外來中止	トトラック三台 ニ往復	病舎関係	院内清掃 川西側に中絶

備考
 (1) 雨天及日曜は順次繰下げ実施す
 (2) 物資輸送トラックは出荷可能状況に依り前日午後一時迄に所要台数を打合せ増減す

ハ 輸送「トラック」には必ず責任者同乗せしむることを希望す
五、勤務員の辞職希望者の退廳

醫 員 物資授受申継が完了後

看護婦 作業状況により決定す

其の他 残務整理終了後

但し残務整理に必要な人は移轉完了後

六、残務整理班の編成

国立鳴尾病院閉鎖の日を以て国立大阪病院内に国立鳴尾病院残務整理班を設置し事務を開始す

但し班員は大阪病院を轉勤せる職員員の兼務とする

国立病院廃止経過

昭和二十年十二月	二十一年十月	二十一年十二月	二十二年一月	二十二年三月	二十二年四月	二十二年六月
一	一	一	一	一	一	一
九	五	四	三	二	八	七

(今回)

野紙
洋紙
半面野紙
乙

裏面白紙

厚生省

